

日本CSO協会 会則

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、日本CSO協会と称し、英文では、Japan CSO Association（略称JCSOA）とする。

第2条（目的）

本会の目的は以下とする。

- 1) 日本における医薬品業界の営業・マーケティング等に関する業務の受託機関（以下、CSOという）の有志（以下、会員という）からなる団体として、CSOの適正な確立、定着、発展に努める。
- 2) 受託・派遣業務の質の向上とコンプライアンスの徹底を図り、医療関係者への医薬品の品質・有効性・安全性等に関する情報の提供・収集・伝達を通して適正使用の普及を行う。
- 3) CSO業界の地位向上・認知度向上を図る。

第3条（事業活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業活動を行う。

- 1) 監督行政機関・諸団体との関係構築及び業界健全発展のための意見具申
- 2) CSOの認知度・イメージ向上を目指した広報活動
- 3) 顧客との信頼関係強化に向けた業界自主ガイドラインの制定と遵守
- 4) 会員相互に有益な情報等の共有
- 5) その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 会 員

第4条（会員の資格）

本会は、日本において医薬情報提供業務や製薬会社のマーケティング・販売に関する業務の受託またはこれらの業務に関する派遣を業とし、本会の目的・事業活動に賛同し、かつ以下に定める基準を満たす法人等（商法に定める外国会社を含む）をもって組織する。

- 1) 薬事法及びその他法令等の関連法規を遵守して、業務を遂行していること。
- 2) 業務を遂行でき、当該業務の実績を有すること。
- 3) 業務の実績を持つ経験者を複数有していること。
- 4) 経営の財政基盤が堅固で安定していること。
- 5) 本会の発展に協力し、貢献できること。

第5条（入会審査）

1. 前条に該当するもので新たに会員になろうとするものは、理事の内 2 名以上の推薦を受けたうえで、所定の入会申込書、受託または派遣実績（機密事項は除く）を事務局に提出しなければならない。
2. 会員は、総会において、入会申込書を精査の上、審査を実施し、会員と認める場合には、承認を与えるものとする。

第6条（入会金及び年会費）

会員は、会費規程に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。毎暦年 4 月 1 日に在籍する会員は、当該年度の年会費を支払う義務が生じる。

第7条（退会及び除名等）

1. 会員は、退会を希望する日の 2 ヶ月前までに、事務局に所定の用紙で届け出て任意に退会することが出来る。
2. 会員が 6 ヶ月間会費を滞納したときは、退会したものとみなす。
3. 退会において入会金及び年会費の払い戻しは行われない。
4. 本会の目的に反する行為など、会員として適当でないと理事会が判断したときは、その決議に基づき、会員資格を停止し、または除名することができる。

第3章 役員 他

第8条（種別と定数）

1. 本会には、次の役員を置く
 - 1) 会長 1 名
 - 2) 副会長 2 名以内
 - 3) 理事 3 名以上 5 名以内（前各号の役員を含む）
 - 4) 監事 2 名以内
 - 5) 運営委員長 必要に応じ、特定の取り組み毎に運営委員会を設け、委員長を置く

第9条（選任）

1. 会長及び副会長は、総会において選挙により選任する。立候補がない場合は会員からの推薦者を総会で承認する。
2. 理事は総会において会員の中からこれを選任する。
3. 運営委員長は運営委員会担当理事により選任する。
4. 監事は総会において、これを選任する。但し理事と監事は、相互に兼務することが出来ない。

第10条（職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、会長は事務局の監督を職掌とする。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
3. 理事は、理事会の構成員として、会務に関する重要事項について審議・処理する。
4. 運営委員長は、特定の取り組みについて第4章に定める運営委員会を統括・指揮し、運営委員会の活動を円滑に推進する。
5. 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

第11条（任期）

1. 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2. 上記に拘らず、やむを得ない事情がある場合には、役員は会長に辞任届を提出し、理事会で承認を得た後に任期の途中で退任することが出来る。
3. 役員に欠員が生じたときは、補欠選任をすることが出来る。補欠選任された役員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

第12条（諮問機関）

本会は、理事及び会長の諮問機関として、本会の運営上の助言をする役割の専任理事、参与、顧問、相談役等の役職（以下、諮問機関という）を置くことが出来る。諮問機関は、報酬を得て理事会の定める業務を実施し、本会の運営に寄与するとともに、総会、理事会及びその他の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

但し、諮問機関は議決権、選任権及び被選任権を一切有せず、その職務権限においては、理事及び監事の職務権限を侵すことは出来ない。

諮問機関に対する報酬については、必要な場合、別途定める。

第13条（事務局）

本会の事務局は、会長が推挙した者または団体等を理事会の決議により選任する。選任された事務局は、会長の指示に基づき、理事会の定める業務を実施し、本会の運営に寄与する。事務局に対する報酬については、必要な場合、別途定める。

第4章 会 議

第14条（種別）

本会には、次の会議を置く。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 月例会
- 4) 運営委員会

第 15 条（総会）

1. 総会は、会員をもって構成し、毎年 1 回開催する。但し、以下の場合には、会長は 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき。
 - 2) 会員の 3 分の 2 以上より請求のあった場合。
2. 総会は会長が 2 週間以前に招集し、会長が議長の任に当たる。
3. 総会は、会員の過半数の出席によって成立する。
4. 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって、これを決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 総会においては、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - 1) 会則の変更
 - 2) 事業活動計画の承認
 - 3) 収支予算及び決算の承認
 - 4) 会費の賦課及び徴収方法
 - 5) 会員の入会審査
 - 6) 理事会からの付議事項
 - 7) その他会長が必要と認めた事項
6. 総会の経過及び結果は、事務局が議事録に記載し、議長及び出席した理事全員が記名押印した原本を本会に保存し、その写しを会員に配布する。

第 16 条（理事会）

1. 理事会は、会長、副会長、理事、及び運営委員長をもって構成し、年間計画に従って開催する。但し、以下の場合には臨時に開催することが出来る。
 - 1) 理事の 2 分の 1 以上から、開催の請求があったとき
 - 2) 会長が緊急に開催する必要があると判断したとき
2. 理事会は会長が招集し、会長が議長の任にあたる。但し、会長がやむを得ず理事会に出席できない場合には、いずれかの副会長がその任にあたる。
3. 理事会は定員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。
4. 理事会の決議は、出席した理事の過半数を持って、これを決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 理事会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会で議決した会務の執行に関する事項
 - 3) 運営委員会からの付議事項
 - 4) その他会務に関する重要事項
6. 緊急を要する事項で総会に付議する時間がないときは、理事会の議決を持ってこれに代えることが出来る。但し、その議決結果は、適宜な方法により速やかに会員に報告しなければならない。

7. 理事会には、諮問機関の他あらかじめ理事会の承認を得たものが出席して意見を述べることが出来る。
8. 理事会の経過及び結果は、事務局が議事録に記載し、原本を本会に保存する。

第17条（月例会）

1. 月例会は、会員を持って構成し、年間計画に従って開催する。月例会は、原則として会員全員出席とし、やむを得ず欠席の場合は、当該欠席者は事前に事務局に連絡をしなければならない。会員会社からの代理出席は認めるものとする。
2. 月例会は会長が招集し、会長が議長の任にあたる。但し、会長がやむを得ず月例会に出席できない場合には、副会長がその任にあたる。
3. 月例会においては、次の事項を報告連絡し又は意見交換する。
 - 1) 直近の理事会の議事、決議事項等の報告
 - 2) 理事会へ付議すべき事項
 - 3) 運営委員会からの付議事項
 - 4) その他会務に関する重要事項
4. 月例会の経過および結果は事務局が議事録に記載し、原本を本会に保存し、その写を会員に配布する。

第18条（運営委員会）

1. 運営委員会は、運営委員長及び理事会が選任した運営委員により構成する。運営委員会は原則として全員出席とし、やむを得ず欠席の場合は、欠席する運営委員が指名した代理人を出席させなければならない。
2. 運営委員長が必要と認めたときは、適宜運営委員会を招集することが出来る。
3. 運営委員会では、運営委員長が副委員長を指名の上、運営委員会の多数決により副委員長を選任することが出来る。
4. 運営委員会では、委員長が議長の任にあたる。但し、運営委員長がやむを得ず運営委員会に出席できない場合には、副委員長または運営委員長が指名した者がその任にあたる。
5. 運営委員会においては、次の事項を検討または実施する。
 - 1) 理事会に付議すべき事項
 - 2) 理事会から指示された事項
 - 3) その他協会運営に必要な事項
6. 運営委員会の経過及び結果は事務局が議事録に記載し、原本を本会に保存し、その写しを会員に配布する。

第 5 章 会 計

第 19 条（事業年度）

本会の事業年度は一年とし、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 20 条（経費の支弁等）

1. 本会の経費は、会員より徴集する入会金、会費、寄付金等をもってこれを支弁する。
2. 既に徴集された会費等は、退会等の理由の如何に問わずこれを返還しない。

第 21 条（予算及び決算）

事務局は、毎事業年度の収支予算及び決算作成し、監事の監査を受けなくてはならない。監事の監査を終了した収支予算および決算は総会の承認を得なければならない。

第 22 条（解散及び残余財産の処分）

会員は、本会が解散する場合において、残余財産があるときはその分配を受け、債務があるときはその債務を分担する。

附記

日本 CSO 協会設立に向けて、2010 年 5 月から会員を募って勉強会を開始し、7 回実施、2010 年 12 月 13 日の勉強会で、2011 年以降 3 月までを CSO 協会設立準備会に名称変更する事に決定、準備委員会委員 4 名を選挙で選任。

2011 年 1 月 11 日開催の準備会で下記のことが決定された。

2011 年 4 月以降の協会役員 4 名については、改めて選挙はせず準備委員 4 名が就任、役員
の役割については 1 月 31 日に準備委員 4 名会議を開催決定する。尚、今期がスタートに
つき任期は 2011 年 4 月～2012 年 3 月の 1 年間とする。

附則

第 1 条 本会則は、2011 年 6 月 1 日より施行する。

第 2 条 本会則に定めなき事項は、理事会の決議によりこれを決する。

改訂履歴

第 1 版 : 2011 年 6 月 1 日 初版発行

第 2 版 : 2015 年 4 月 10 日 第 16 条（理事会）第 1 項

第 17 条（月例会）第 1 項